

Title	太平洋問題調査会(IPR)と満州問題：第三回京都会議を中心として
Sub Title	The Institute of Pacific Relation (IPR) and the Manchurian Problem : with the focus on the third Kyoto Conference
Author	片桐, 康夫(Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.9 (1979. 9) ,p.48- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790915-0048">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790915-0048</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 太平洋問題調査会（IPR）と満州問題

——第三回京都會議を中心として——

片 桐 庸 夫

## 序

- 第一章 概観——第三回京都會議まで——
  - 第二章 欧米関係者の満州問題観と中国IPRの対応
  - 第三章 日本IPRの対応と外務省
  - 第四章 京都會議における満州問題討議
- むすび

## 序

一九二九年（昭和四）一〇月二八日より十一月九日まで京都において開かれた第三回太平洋問題調査会（Institute of Pacific Relations、以下IPRと略す）大会の主要案件は、<sup>(1)</sup>満州問題であつた。同問題が太平洋戦争を不可避とさせた主たる要因の一つであることは周知の通りである。

日本は、一九〇五年（明治三八）九月の日露講和条約締結の結果、ロシアより関東州租借地を譲渡され、ここに満州経営に乗り出した。それ以後日本は、南満州鉄道株式会社（満鉄）、関東都督、関東庁による三頭政治を機軸として満州開発に努力した。具体的には、その経済的独占及び政治的軍事的には満鉄沿線付属地に対する治外法権の設置、同沿線警護のための軍事力、すなわち関東軍を配備した。これらが日本にとつて、特殊権益としての満州という認識に基づいて行われたことはいうまでもない。

この過程において、日本の勢力伸長に危惧の念を抱くようになっていたアメリカと日本との間には、日本人移民排斥問題、満州や朝鮮における日本の特殊地位をめぐる対立関係が生じた。日米両国政府は、これらの問題に対して、一九〇八年（明治四二）六月の日米紳士協定、同年一月の高平・ルート協定、一九一七年（大正六）一月の石井・ランシング協定等を締結し、勢力圏的発想のもとに、現実的な問題の解決を図つた。

しかし、アメリカをはじめとする列国は、第一次世界大戦時のいわゆる「対華二一カ条要求」やシベリア出兵に象徴される日本の動きに対して不信の念をぬぐいざることが出来なかつた。そして、ウイルソン（Woodrow Wilson）大統領の新外交に象徴される第一次世界大戦後の外交思潮の変化やロシア革命後におけるソビエト革命外交の展開、その影響としての中国における革命外交の展開及びナシヨナリズムの高揚等は、東アジアの国際政治において日本を次第に孤立化させた。

こうした国際環境の変化に対し、日本は国際協調、経済中心主義、中国に対する内政不干渉を要旨としたいわゆる幣原外交をもつて対応せんとした。しかし、右にのべた中国革命外交の展開、ナシヨナリズムの高揚、換言すれば排日運動及び国権回復運動の高揚、更には、第一次世界大戦後の日本国内における金融恐慌、それに続く世界恐慌等は、幣原喜重郎外相の経済合理主義的外交では対応可能な限界を上回るまでに至つた。すなわち、幣原外交の破綻である。その結果、陸軍出身の政党内閣田中義一に大命が下つた。田中は外相を兼任した。いわゆる田中外交が最初に具体的に表われたのは、蒋介石

の北伐にともなう山東出兵であつた。それは、田中の現地保護主義の考えに基づいて挙行されたものであつたが、その結果は、田中の意図に反し、中国における排日運動を激化させ、更にはいわゆる「田中上奏文」といつた怪文書が現われるまでに至らしめた。

一方、幣原外交の破綻、中国におけるナシヨナリズムの高揚は、軍部、とりわけ出先関東軍に危機意識を強めさせ、軍部独走をなさしめる状況を醸成しつつあつた。これが具体的行動となつて表われたのが関東軍高級参謀河本大作による張作霖爆死事件の勃発であつた。簡略であるが、以上が京都會議における満州問題討議の背景である。

従つて、本稿ではこうした状況をふまえた上で、同問題をめぐり、その前に開かれたハワイでの大会以降、日中のIPRがいかなる対応をなしたか、欧米では満州問題をどのように見ていたのか、また京都會議において満州問題討議はいかに進められ、いかなる結果に終つたのか、更には、外務省は京都會議をどのように見ていたのか、そして最後に、京都會議の結果は政府や外務省の対満州政策決定にどの程度の影響力をもち得たのか、等の考察を主な目的とする。

(一) 以下京都會議と呼ぶ。なお、これまでのIPRに関する紹介や研究としては、機関誌 *Pacific Affairs*、日本IPRの刊行物やパンフレットの類、当時の日本側会議参加者や知識人等によつて『外交時報』『国際知識』『支那』等に書かれたものが数多く残されている。また最近のものとしては John N. Thomas, *The Institute of Pacific Relations: Asian Scholars and American Politics* (Seattle and London) 1974 があるが、本書は戦後のIPRの活動に関する研究成果であつて、戦前の活動については第一章において概観されているにすぎない。また原寛天「太平洋問題調査会のアジア研究と日本『アジア経済』一九七八年四月—一九七九年二月号（第一九卷四号—第二〇卷二号）」は、著者の大きな研究テーマ「日本におけるアジア研究の歴史」中の第一編に位置付けられている。本研究は、IPRにおけるアジア研究の歴史的業績を中心に研究しながら、それと日本のアジア研究との係わりについて検討することを目的としたもので、IPRに関心を有する者には多くの示唆を与えるものである。

## 第一章 概観——第三回京都會議まで——

### 1 IPRの設立経緯およびその理念

少々迂遠のようであるが、本論に入る前提としてIPRの設立経緯、そしてその理念について若干触れておきたい。

IPR設立の直接の発端は、一九二三年(大正二二)イタリアで開催された万国キリスト教青年会<sup>(1)</sup>に出席したハワイの代表の間より、太平洋YMCA会議を開いたらどうかとの提案が日本そして中国からの参加に対してなされ、賛同を得たことであつた。<sup>(2)</sup> その結果、ハワイのYMCAが会議の準備を担うこととなり、YMCA関係者以外に前駐日大使モリス(Roland Morris)・スタンフォード大学総長ウイルバー(Ray L. Wilber)・銀行家グリーン(Jerome D. Green)と<sup>(3)</sup>いた各界の有識者を加え、いかなる性格の会議を開くべきかについて検討を重ねた。その過程において、単に宗教問題に限定するのではなく、太平洋沿岸諸国に共通の重要問題を討議する会議を開くべしとの考えが次第に主流を占めるようになった。

それに基づき、準備会議が日本、中国、朝鮮からの代表をも加えて数回ニューヨークやアトランティック・シティーで開かれ、その結果、一九二五年(大正二四)七月一日から二週間にわたつて第一回IPR大会<sup>(3)</sup>がハワイにおいて開かれることになつた。同大会に招請されたのは、ハワイ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、中国、フィリピン、朝鮮そして日本の九団体であり、それらの代表は主に宗教人、学者、ジャーナリスト、労働組合幹部などから構成されてゐた。会議は個人の自由なる発言を保障するために非公開の円卓会議、全体会議、それに公開の講演形式で進められ、討議の対象は宗教、教育、人種、移民、工業化、治外法権、関税問題など多岐にわたるものであつた。日本の場合は、同年四月六日に涉沢栄一、新渡戸稲造、井上準之助その他の、それまでも日米関係委員会において移民問題解決のために民間の立場から尽力してきた有力者を中心に日本IPRが結成され、同会議には、沢柳政太郎をはじめとして一九名の会員が参加し、とりわけ移民問題の討議に力を注いだのであつた。<sup>(4)</sup>

なお、同会議が挙行された背景として見逃し得ないことは、当時かなり広く信じられていたこととして、それまでの大西洋時代に代わつて近い将来太平洋時代が到来すること、また太平洋地域には移民問題や中国問題など困難な問題が山積され

ているにもかかわらず、國際連盟の手がなかなか届かないこと、換言すれば、太平洋地域は「國際連盟の治外法權区域<sup>(5)</sup>」とみなされてきたこと、文明の進歩が急速に各国間の距離を縮め、そこから生ずる各国間の摩擦の増大も予想されたこと、更には「国家人種間の相互關係を認め、無制限なる自我の主張を許さず、『力の哲理』を非として、協調と共力との思想<sup>(6)</sup>」を是とする考えが、時代の潮流として存在していたことなどである。

次に、IPRの理念について略述してみよう。それは「太平洋の諸問題に関する諸事実を太平洋關係に熱心なる諸国民の男女會員が、個人の資格に於て、自由に考究討議し、之に依て關係各国に於ける健全なる世論の形成を扶け、且つ能ふ限り法制其他實際上の改善進歩を齎<sup>(7)</sup>らさしめん」とし、また「太平洋諸国民の間に存する關係を良好ならしむる爲めに、太平洋方面に在る國際的、人種的諸問題を、關係諸国の有志相図り、調査し討議することを目的<sup>(8)</sup>」とする國際機關であつたということが出来る。そして同目的實現のために、第一に、太平洋の基礎的事実に対して、組織的、根本的に調査研究を行う調査事業であつて、常時調査を行うこと、第二に、國際的組織を持ち、各国のIPRが相集まつて中央理事會を構成すること、第三に、二年に一度の原則で政治、外交、宗教、教育、一般文化等多種多様な分野に互つて、太平洋に関する社会科学に属する事項の考究討議を行うこと、第四に、諸国の民間有志が相協力して組織された私設機關であること、つまり政府關係者の入會を認めず、また運営資金も個人や実業界からの寄付を中心とすること等の性格付けがなされていた。<sup>(9)</sup>

## 2 第一回、第二回ハワイ會議

既に述べたように、第一回ハワイ會議の主要案件は日米間の移民問題であり、滿州に関しては正規の議題として取り上げられることはなかつた。一九二七年（昭和二）七月の第二回ハワイ會議では、同會議から初めて参加したイギリスの動向が會議の行方を方向づけた。<sup>(10)</sup>それは、白井勝美教授も述べておられるごとく、当時國民政府の反英感情が頗る悪化し、中國が國際的劣等の地位に在り、また国内でも困窮の状態にあるのは、これ全てイギリスの責任とされ、排英、排貨の激しいデモ

や演説などが毎日繰返し行われ、第二回ハワイ会議に先立つ同年一月には、漢口イギリス租界の接収といった事態に立至るという背景があつたからであつた。<sup>(11)</sup>従つて、同会議に臨むイギリス代表の意図は、民間会議である同会議を利用し、政府間の外交接衝や政府代表者から成る国際会議ではなかなか得られない情報や他国民——この場合には、とりわけ中国人——の自由なる意見を聴取し、その中から対中関係改善の足掛かりを見出すことにあつた。<sup>(12)</sup>その結果、予め決められていた同会議のプログラムは、会議開催の直前に全く新たに作製し直され、中国問題がその中心案件として議題化された。このため、中国の治外法権、不平等条約の撤廃、関税自主権、割譲地や租借地等の問題討議に三日間が費やされることとなり、移民問題は第二案件とされるに至つた。<sup>(13)</sup>

また中国問題のうちで、日本と関係するものとしては、山東出兵、いわゆる「二一ヶ条」問題等が中国側より提起された。これに呼応して、英米代表の一部には、これらを議題として取り上げんと積極的姿勢を示す者もあつた。だが、日本側は、こうした問題が多少とも論議されることを予想しておらず、これらに対する準備研究を行つていなかった。<sup>(14)</sup>従つて、中国側の問題提起に対して応ずる用意は全くなく、狼狽して外務省に情報を求めるといふ有様であつた。しかし、これらの問題は、中国側の主たる関心が既にみた英中間の諸問題に向けられていたことから、問題の提起にとどまり、各国代表から殊更に大きく取り上げられるには至らなかつた。

結論的に言えば、イギリスの代表は所期の目的を達成し、帰国の後、政府の各当事者に意見を提出するといった有力なる運動を展開し、イギリスの対中政策を軟化させ、緊張した英中関係を鎮静化することに成功した。この点に限定して考える限り、それは第二回ハワイ会議の成果として積極的に評価される。しかし、他面において、イギリスが非常にアップ・トゥ・デイトな政治問題を同会議に持込んだ結果、IPRが当初の理念から逸脱し、政治的色彩を強く帯びることとなつた、換言すれば、既にみたIPRの本来の目的である調査研究、各個人の自由なる発言の促進、それらを通しての問題の客観的

研究から、国家或いは国民世論、ナショナリズムを背景としての各代表团単位の討議の比重の増大をもたらすことになつたといふことも否定できない<sup>(15)</sup>。この点について、ホノルル総領事桑島主計が同年七月二十八日付の田中義一外相宛電信の中で、「今回ノ會議ニ於ケル支那問題ノ討議ニ関シ将来太平洋問題調査會議ナルモノハ政治及經濟或ハ外交問題ニ接近シテ時局問題ヲ主眼トシテ討議セラルルニ至ルヘク從テ、是カ會議ニ參列スル我代表者モ亦學者専門家、或ハ実務家等ヨリ人選スル相当ノ人士ヲ出ダスノ必要アルベク又次回ノ會議ニハ露西亞及ラテン系中南米諸国等ヲモ参加セシムルノ勸議アルニヨリ會議ノ性質變化シ来レルノ感アリ<sup>(16)</sup>」と伝え、更にはこれに續けて、日本側代表者陣容の充実化の必要性を訴えているのは、この間の事情のしからしむるものであるといえよう。

ところで、第二回ハワイ會議が日程を消化していく過程で、中央理事会の幹部そして各會員の間から、太平洋問題の重心はむしろ東洋にある、従つて次回大会を東洋の一点にて開催することを強く希望するとの考えが広まり、大勢を占めるようになった。この東洋の一点が、IPR内における日本の地位からして、当然のことながら我国を指すものであることは誰れの目にも明らかであつた。その結果、第二回ハワイ會議日本代表の沢柳政太郎は、理事長井上準之助に電信を送り、第三回會議の日本開催は避けられない旨を伝えた。また桑島総領事も同様の主旨を本省に打電している<sup>(18)</sup>。これに対して井上理事長は、「次ノ大会ヲ日本ニ於テ開會希望ノ件ハ關係知友ト相談ノ結果本會ハ已ニ二回ホノルルニ於テ開會セラレタル關係モアリ會ノ性質上同地ハ尤モ適當ノ場所ト考ヘラルヲ以テ引續キ同地ニ大会ノ開會ヲ希望ス又日本ノ事情ハ二年後ニ大会ヲ開クニ未タ充分適當ノ時期トモ考ヘラレス又之レニ対スル相當準備ノ見込モ付カス旁々日本ニ於テ次ノ大会ヲ引受クルコトハ困難ナリト思考ス<sup>(19)</sup>」と、第三回會議を日本において開催することは困難との判断から、前回同様ホノルルにての開催を求める指示を送つた。一九二九年（昭和四）五月一七日の日本IPR第二回會員總會の席上における井上理事長の挨拶によれば、彼が右の態度をとつたのは、次の理由によるものであつた<sup>(20)</sup>。



一 未だ国情が許さない気味のあること。

二 経済の困難に陥っている状態。

三 関東大震災の復興が未だなっていないこと。

四 I P R 会議が連盟や汎米会議と並び称される世界三大会議の一つだけに荷が重すぎること。

五 会議では実際問題をめぐる議論を生む傾向があり、今回は満州問題が主要問題となると予想されること。満州は日中ソ三勢力の接点であるため、その結果が注目されているが、張作霖爆死事件のために一層この問題が重要視されると予想されること。

六 中国の代表者の満州問題をめぐる言動は、今でも予想されること。

七 イギリス、カナダ、アメリカ、オーストラリア等の会員の中で、中国の代表者がいかなることを行うかもほぼ予想されること、

八 日本側としても、満州問題に関して相当の準備が必要なこと。

以上の井上理事長の態度の結果、第二回ハワイ会議中に開かれた中央理事会では、第三回会議の開催地を決定することが出来なかつた。しかし、中央理事会は他に開催地を求めるともせず、次回日本開催を否定しもしなかつた。また、井上理事長の右態度にもかかわらず、各会員の間には、次回は日本という暗黙の了解が第二回ハワイ会議以降も存在していた。これらの暗黙の圧力の結果、期日が切迫してくるにつれて、井上理事長は日本開催の決意を余儀なくされたのである。

(1) 以下 Y M C A と呼ぶ。

(2) こうした主旨の会議開催の話は、既に前年の一九二二年(大正一一)に日米の Y M C A 関係者でなされていた。

(3) 以下ハワイ会議と呼ぶ。

(4) 日本からの参加者は、沢柳政太郎、原田助、神崎驥一、斉藤惣一、高柳賢三、鶴見祐輔、頭本元貞、高木八尺、蟻山政道氏らの民間有力者から構成

されていた。なお、本会議における中心議題は、第一に移民問題、第二には中国の治外法権撤廃や関税自主権回復の問題などであった。

(5) 神崎驥一「太平洋と国際問題」(『国際知識』一九二六年六月六日号、五一ページ)。

(6) 高木八尺「太平洋関係調査会の設立について」(『外交時報』一九二五年一〇月一五日号、第五三卷、六〇ページ)。

(7) 同右書、六一ページ。

(8) 井上準之助編『太平洋問題——一九二七年ホルル会議——』(太平洋問題調査会、一九二七年、三五ページ参照)。なお第三点に関して、本会は頭初から永続的に開催されることが決定されていた訳ではなく、本稿中にも述べたごとく、一九二五年に初めての会議がハワイにて開催され、その際に、その後原則として二年に一度本会を開催していくことが決定されたのであった。これは、同会議における具体的成果の一つに数えることができる。こうした決定をみた背景として、カリフォルニア州同盟書記長のシャレンバーグ (Paul Sharenberg) が一九二五年八月二四日のサンフランシスコ・デリー・ニュース紙上に第一回のハワイ会議に参加した感想として述べている「太平洋問題会議は新外交、すなわち民間外交の第一歩とみなすことができる。会議において主張された意見は、従来の形式的な外交より離れ、あまりに率直すぎた程であった。……太平洋に面する諸国が各々の有する目的、希望、理想または野望などを相互的に諒解しあわない限り、太平洋の平和の確保は望みがたい。またこのような諒解は外交を専業とするいわゆる外交家に委ねて得られるものでないことも明らかである」といつた。新外交への素朴な期待が広く参加者の間に抱かれていたといえよう。

(9) 同右書、五一ページ。

(10) イギリスの代表団は、前インド立法議会議長ホワイト (Sir Frederick White) を代表とし、王立外交調査会 (Royal Institute of International Relations) の関係者から構成されていた。

(11) 当時の英中関係については、臼井勝美「日中外交史——北伐の時代——」(瑞書房、一九七二年)、入江昭『極東新秩序の模索』(原書房、一九六八年) 第三章を参照された。

(12) 従つて、会議二日目(七月一六日)に行われた各国代表の太平洋の主要問題に対する態度声明において既に、イギリス代表のホワイトは中国に対して同情を示しながら、次のように述べていた。

「英国の対支政策は一九二一年の華府会議以来新しき転換をなした。以来新しき原則が承認せられ、英国はこの原則より対支政策を樹てつつある。一九二五年九月チエムバレーン外相は独立、鞏固、秩序ある支那の新生を希望し、外国人の生命財産の保障せらるる程度に於て支那にて享有したる特権を還付するの用意ある旨を声明し、一九二六年十二月十八日英国政府が華府条約調印国に送つた覚書に於ても支那の経済的並に政治的發展は外国の保護によるに非れば期し得られずとの考えを全然放棄せる旨を明にし、関税自主権の返付及不平等条約の改訂の意思表示をなし、鞏固なる中央政府の出現せざる間と雖も支那との間に良好なる関係を設立するに吝かならざるものなることを宣明した。英国は右の原則に従つてここに二つの新過程を執つて進んだ。一は現状の頗る急迫を告げつつあるに見て、列国に先じて進んだこと、二は支那中央政府の出現を待たずに各種の交渉を開始したことである。」井上、前掲書、八四—八五ページ。

(13) 第二回ハワイ会議における討議の概要については、同右書参照のこと。

(14) 一九二七年七月二三日付桑島ホノルル総領事発田中外務大臣宛電信一〇三一六号「太平洋問題調査会議ニ関スル件第二号」(外務省記録『太平洋問題調査会関係一件』第一卷)。

(15) 「太平洋問題調査会第二回大会概要」(同右記録第一巻所収)によれば、本会の目的は「太平洋沿岸諸国相互間に存する諸問題に就き正確なる事実を開明し、意志の疎通を計るにあつた。……併し英国の参加と共に問題を具体化、実績を挙ぐるに努めやうとする傾向が鮮かになつた」と述べられている。

(16) 一九二七年七月二八日付桑島ホノルル総領事発田中外務大臣宛電信機密第三六五号「第二回太平洋問題調査会議ニ関スル件」(外務省前掲記録、第一巻)。

(17) 太平洋問題調査会は本部をハワイにおいていた。その中心がこの中央理事会であつて、初代理事長はスタンフォード大学総長のウィルバーであつた。そして各国には支部という形で各々太平洋問題調査会の組織が作られていた。

(18) 一九二七年七月一四日付桑島ホノルル総領事発田中外務大臣宛電信(依頼報)(外務省同右記録第一巻)。この中において沢柳政太郎は、日本にて会議を開催する場合の費用見積を一五万円と伝えている。

(19) 井上準之助理事長発ホノルル太平洋問題調査会日本代表委員沢柳政太郎宛電信(日付不明)(外務省同右記録第一巻所収)。  
(20) 太平洋問題調査会第二回会員総会席上に於ける本会理事長井上準之助氏挨拶要旨(外務省同右記録第一巻所収)。

## 第二章 欧米関係者の満州問題観と中国IPRの対応

### 1 欧米関係者の満州問題観

既に述べたごとく、第二回ハワイ会議の席上、中国の代表からいわゆる「二一ヶ条」や山東出兵の問題が取り上げられると、英米代表の一部には、これに同調して満州問題として取り上げようとする動きがあつた。また、次回の会議開催地が日本となることが濃厚に成るにつれ、満州問題への関心が高まり、マスコミの扱いや各会員の発言の中に満州に関するものが次第に目立つようになつた。こうした傾向は、一九二七年(昭和二)から一九二九年(昭和四)の中国や満州における諸事件、とりわけ第二次・第三次山東出兵、済南事件、張作霖爆死事件等によつてさらに拍車をかけられたのであつた。これらのうち、現在からみるとことに興味深いことは、満州問題をめぐる欧米のマスコミ、とりわけ新聞の論調や各会員の発言の多く

が中国の現状に対してむしろ批判的であり、逆に日本に対して比較的好意的、ないしは同情的姿勢を示していたということである。

その例を全てここに網羅することは困難であるが、例えば、スタンフォード大学総長でIPR中央理事會理事長のウィルバー博士は、一九二七年（昭和二）九月一日付のロサンゼルス・タイムズ紙上において、IPRは日本・中国との関係を偏見と猜疑心の目で見る多くのアメリカ人を啓蒙する必要があること、東洋を単に自国の利益の開發地域としてのみ見てきたアメリカ人は非難されるべきこと、中国には新しいナショナルリズムの高揚が見うけられること、日本が移民及び経済的必要性に刺激されて、満州に發展していくことのやむを得ない事情を是認し同情するといった主旨の記事を掲載している。

また、ハワイIPR主任のコンドリフ（J. B. Conditie）は、次回會議の主要討議は人口及び食料問題と並んで中国の複雑な政治社会情勢とならうと考え、満州問題は日本、中国、ロシアの三カ国に關係する経済的社会的及び軍事的な重要問題であること、バルカン人がヨーロッパの火薬であるように、満州はいつ発射されるか予想を許さない爆發物であること、従つて、この問題を予め研究し、その解決の理想を討議するには、IPRが最適の機關であると語つていた。<sup>(1)</sup>

その彼は、中国及び日本視察後の一九二八年（昭和三）一月、次のような主旨の談話を發表している。すなわち、在中外国人のみならず、中国を觀察する有力な外国人は中国の現状に関し悲觀せざるを得ない。満州方面に関しては、（一）従来、山東方面より満州に出稼ぎを行う労働者「クーリー」階級は毎年約三、四〇万人で、その大部分は冬期になると再び山東に帰還すると聞いていたが、近來山東のみならず、直隸や河南方面より重税、内乱及び饑饉等のため、「クーリー」階級の労働者のみならず農夫や小商人階級者までが移住する事態となり、しかもその数は昨年一〇〇万人以上であるという現状をもつてすれば、本年はさらにそれ以上の移住者数に達することであろう。（二）従つて、満州における治安維持はさぶる重要問題であるが、現在の治安維持は、その地理的關係上華南華北の如く、その動揺及び内乱による戦禍を被ることが比較的少ない

ことと、日本の対滿政策に基づくところが多いと考える。しかし、かつて中国人がイギリス及びイギリス人に対して抱いていた反感以上に滿州における排日的感情の強いことを知り、滿州問題との関連で、強く印象に残った。次期 I P R 会議は多分日本において開催されようが、その開催地のいづれを問わず、中国問題、ことに滿州問題は恐らく円卓會議の重要問題となるであろう。私は日本滞在中井上日銀總裁と親しく話したが、同總裁は滿州に関する諸問題中、南滿鐵道及び租借地問題のような日本の対滿根本政策について討議することは、面白くないとの意見であつた。私もまたこの点についてはよく了解しているが、中国のいわゆる新人中には、日本の既往及び現在の対中及び對滿政策に対し深く研究を行つてゐる者がいるところから、円卓會議で問題化することは避け難いと思ふ。<sup>(2)</sup>

さらには、花旗銀行の北平支配人を二〇年間勤めていたベネット<sup>(3)</sup> (Charles R. Bennet) は、実業人の立場から中国を次のように評している。中国に関する自分の意見を淡白に言えば、何一つ悲觀の材料にならないものはない。自分の専門である金融、財政について言えば、外債償還の義務を顧みないで借款を起こそうとするようなことばかりを考える中国政府及び國民であるから、これに対し好意ある態度を持つことは出来ない。……自分の銀行としては、中国にて營業している關係上、中国の公衆を正面より怒らせる様な批評も出来ない立場にあり、実は京都會議の論議には今から困つてゐる次第である。<sup>(4)</sup>

以上のウイルバー、コンドリフ、ベネット三者の見解は、京都會議に参集した英米代表の見解をほぼ代表しているといえる。ことに、ほとんどのアメリカ代表は、京都に参集する前に中国、滿州を視察してから後、朝鮮經由で訪日しているが、彼らは、中国の治安の悪さ、民衆の生活水準の低さ、外債返還の不能にもかかわらず、借款を安易に求める態度等と、滿州の治安や秩序の保たれている様、産業の發展、人口の増加、更には来日して實際に見た日本の姿、ことに京都の景觀のすばらしさが対照的イメイジとして映つた。それ故、京都會議に臨むにあつての彼らの滿州問題への態度は、概して日本に好意的であつたということが出来る。

## 2 中国IPRの対応

以上に対して、満州問題の一方の当事者である中国IPRの京都會議に臨む意図はどこにあつたのであろうか。

北平YMCA総幹事の陳立延の言によれば、中国IPRの同會議に臨む根本方針は、まず『先年『ホノルル』ノ會議ニ於テ英國委員『フレデリック・ホワイト』等ハ余程悟ル所アリタル結果其ノ進言カ最近ノ英國ノ對支關係改善ニ極メテ貢獻スル所アリタル……』との前例、成果を京都會議においても期待すること、換言すれば「支那国民カ滿州ナルモノニ對シテ有スル領土的執着心ノ如何ニ熾烈ナルモノカラ日本側委員ニ認識セシムルコト」<sup>(6)</sup>であり、かつまた滿州問題討論を通じて欧米代表、とりわけアメリカ代表の理解や同情を獲得することであつた。そして中国代表は、京都會議における討論テーマとして治外法権問題、租界及び居留地問題、財政改革問題、及び滿州問題をとりわけ重視した。

これらの問題をめぐり、一九二九年（昭和四）六月頃から中国IPRの中央委員会のみならず、吉林、奉天、広東等の各地区委員会でも討議検討が行われたが、当然のことながら、滿州問題はその中心とされたのであつた。この時期に中国側が右研究を開始した理由は、京都會議が次第に近づいてきたことによるのももちろんのことであるが、もう一つの大きな理由は、当時滿州の実情を調査していた日本側の滿州問題研究主任蜷山政道教授が大きなきっかけを中国側に与えたことによるものであつた。そのきっかけとは、すなわち、蜷山教授が広東嶺南大学のアメリカ人外交史教授ブラウネル(Henry C. Brownell)に対し、京都會議における滿州問題討議案の提示を行つたことである。その結果、これが契機となつて、滿州とは比較的遠隔の地にあり、従来一般の民衆はもろろんのこと、学生なども滿州方面のことにあまり注意を払つておらず、滿州問題の研究などの存在していなかつた広東の嶺南大学に滿州問題研究会が設置されることになつた。<sup>(7)</sup>さらに、翌七月に入り吉林や奉天その他に同様の研究会が組織化されていくといったように、中国側の滿州問題研究はここに大きな広がりを持つたのであつた。このことに関して、吉林研究会を例に述べるならば、同研究会は蜷山教授の滿州問題討議案及び燕京大学の政治系

主任教授で、京都會議における中国側の満州問題担当責任者の徐淑希の作成した東三省問題研究要綱を中心に研究を進めている。それらは、日中両IPRの満州問題研究及び京都會議における満州問題討議の際の言わば素地としての役割を果たしたという意味で意義深いものがある。従つて、次にその全容を紹介しておく。<sup>(9)</sup>

満州問題研究提案——岷山政道編

- 一 条約及公理ニ照シ孰レカ東三省ニ於ケル治案及秩序維持ノ責ヲ有スルカ。  
是レニ答フルニハ左記各問題ヲ研究スルヲ要ス
- 1 過去及現在ニ於ケル東三省ノ外交關係
- 2 日露支ノ行政、司法、軍事ノ能力及機關ノ分析
- 3 國際法上全種事件ニ対スル解釈
- 4 従来職責ヲ尽サス而モ名義上主權ヲ有スル政府ノ正当職能如何
- 二 東三省開發ノ見地ヨリスル鐵道ノ發展ニ対スル國際的競争ハ之ヲ避ケ得ルヤ否ヤ
- 1 東三省鐵道ノ國際競争ノ原因及影響
- 2 日露支各鐵道經營ノ優劣比較
- 3 米國ノ門戶開放政策ノ實際目的ハ東三省鐵道問題ニ対スルモノテアル
- 4 東三省ノ發展ノ為ニ鐵道ニ対スル國際合作ノ可能性
- 三 東三省ノ世界商場ニ於ケル經濟的価値及ソノ發展ノ方法如何
- 1 東三省生産品ノ大顧客

- 2 東三省生産上ノ資本及勞力供給如何
  - 3 東三省ハ国際的投資市場ナリ
  - 4 東三省ノ経済的發展上ノ困難ト障害
  - 四 東三省來住者ニ対シ適當ノ組織及計画アリヤソノ各種人民接触ノ影響如何
    - 1 移住支鮮人ノ情況如何
    - 2 外人及少数移住民ニ対スル待遇及保護如何
- 東三省問題研究綱要——徐淑希編
- 一 中国ハ他国トノ東三省共同管理ヲ容認シ能フヤ
    - 1 東三省三千万人民ノ利益ヨリ見テ
    - 2 中国全局ノ利害ヨリ見テ
      - (イ) 東三省ハ北支過剩人口ノ捌ケ口テアル
      - (ロ) 東三省ハ北支ノ防壁ニシテ地理上重要ノ地位ヲ占ム
      - (ハ) 中国其ノ他ノ部分ハ東三省ヲ経済的ニ必要トスル
  - 二 日本ノ東三省ニ於ケル経済的需要、ソノ性質
    - 1 自然的需要及人工的需要ノ割合
    - 2 需要ノ必需の部分及非必需の部分
    - 3 日本ノ滿蒙ニ於ケル経済的需要ト支那ノ他部ニ於ケル需要ノ區別



三 日本ハ東三省ニ於ケル經濟的需要ヲ弁護シテ居ルカ左記事項ハ理由アリヤ

1 所定期限後繼續シテ旅大ニ佔拠セルコト

2 中国ニ所定期滿了後滿鉄安奉線回収ノ意アルト否トヲ問ハス繼續全線ノ所有權ヲ保持スルコト

四 中国ノ右兩線回収以前ニ於ケル日本ノ左記行動ハ合理的ナリヤ

1 全線ニ対スル保護

2 守備隊ノ保持

以上の二案を基礎として、各地区の滿州問題研究会や中国太平洋問題調査会中央理事会、汎太平洋會議予備会において討議検討の結果、一〇月に入つて中国側の京都會議に臨む具體的提案事項が次のように決定された。<sup>(9)</sup>

一、太平洋會議ハ我中国ノ國際地位ノ向上ト外交精神發揚ノ為メ好機會ナレハ出席代表ハ提案事項ニ対シ努力抗争スルコト

一、不平等条約並ニ領事裁判權ノ撤廢及租借權ノ回収ヲ目的トシテ之カ達成ニ努力スルコト

一、東北國權保持ノ為メ国内各地ノ外国ノ駐軍ノ撤退方抗議スルコト

一、列強ノ文化侵略防止ノ為メ外国人經營ノ学校ニ於ケル華人教育禁止方ノ要求ヲ為スコト

一、外国郵政ノ侵略防止ノ為メ之カ解決ヲ交渉促進スルコト

以上であるが、訪日の途につく直前の一〇月末、京都會議に臨む中国側出席者は「今回ノ参会ニハ日本人ノ我国内ニ於ケル滿蒙侵略ニ関スル事實ヲ宣伝スヘク多クノ材料ヲ供シテ宣伝ノ依拠トナサン」と述べる<sup>(10)</sup>とともに、そうした目的を完遂し、もつて國民の期待に応えるためとして、次の四項を宣言したのであつた。<sup>(11)</sup>

一、滿蒙開放政策ノ実行

（此レ専ラ對外開放ヲ指称スルモノニアラス即チ中国ニ対シテモ亦須ク開放セントス因ニ日本ハ該地居住人民ヲ土着民視シ我居住人民ニ対シテハ寄居者トナス）

一、東省ニ在ル日本ノ軍警ヲ撤退セシム

（因ニ日本人ノ妄為ヲ敢テナス所以ハ何レモ軍警ニ頼リテ護トナスカ故ナリ）

一、南滿鐵路公司ヲ改メテ商業公司トナス

（日本人ハ南滿鐵路ヲ利用シテ侵略機關トスルモノナレハ商業鐵路ニ改ムレハ各人ニ平等機會ヲ与フルヲ得ヘシ）

一、各国ハ日本人ノ手ヲ借り南滿ニ投資スルコトヲ得ス

（政治上ノ紛争ヲ惹起シテ最後ノ対策ヲ図ラシムルニ致サス）

以上述べた京都會議に臨む中国側の具体的提案事項や宣言の根底に中国国民のナショナリズム、換言すれば、排日感情と國權回復に対する強い願望が存在していたことはいうまでもない。従つて、これらをコンセンサスとして各地区の代表からなる中国IPRは、いよいよ京都に乗り込むことになつたのであつた。

さて、この頃になると『民国日報』、『吉長日報』、『武漢日報』、『民声報』その他の諸新聞も京都會議や排日記事を盛んに掲載するようになる。これらの中には一九二九年（昭和四）八月四日付の『吉長日報』の記事に<sup>(12)</sup>のように、日本は京都會議で東北併合の提案を行おうとしている、新内閣（浜口）は軍事政策として満州に屯田兵制度を実施しようとしている、國貨を満州に推し広めて積極的に日本に抵抗しなければならない、等の内容の檄文を掲載するものもあつたが、全体的には、ほとんどの記事が既にみた中国側の態度と類似の内容を含むものであつた。

(1) 一九二八年三月一〇日付桑島ホノルル総領事発田中外務大臣宛電信第八九号「太平洋關係調査会ノ次期會議主要問題ニ関スル件」（外務省前掲記録、第一卷）参照。

(2) 一九二八年四月二日付桑島ホノルル総領事発田中外務大臣宛電信第一二二二号「次期太平洋關係調査會議主要討論問題に対スル『コンドリフ』博士談

話ニ関スル件」(同右記録、第一巻) 参照。

(3) ベネットはアメリカ代表団の一員として京都會議に参加した。

(4) 一九二八年五月三日付堀義貴在支臨時代理公使発田中外務大臣宛電信機密第三九三三号「太平洋問題調査会京都會議ニ関スル件」(外務省前掲記録、第一巻) 参照。

(5) (6) 同右記録。

(7) 一九二八年六月二一日付矢野真広東総領事発田中外務大臣宛電信機密第三三三二号「太平洋問題調査会ノ開催ト滿州問題ノ研究ニ関スル件」(外務省同右記録、第一巻) 参照。

(8) 一九二八年七月一七日付川越在吉林総領事發幣原外務大臣宛電信第四七三三号「太平洋國交討論滿蒙問題吉林研究会」開設ニ関スル件」(外務省同右記録、第一巻)。

(9) 一九二九年一〇月一九日付中第二二七七号「支那側ノ太平洋會議提案事項決定ニ関スル件」(外務省同右記録、第二巻)。

(10) (11) 一九二九年一〇月二八日付林久治郎奉天総領事發幣原外務大臣宛電信第九二四号「太平洋會議出席支那代表ノ宣言ニ関スル件」(外務省同右記録、第二巻)。

(12) この記事は、右翼団体「全国國民廢約促進会」が吉林在住の主要な人々に配布した檄文のチラシをそのまま掲載したものである。

### 第三章 日本 I P R の対応と外務省

#### 1. 日本 I P R の対応

中国 I P R の京都會議に臨む姿勢に対し、會議の開催地でもある日本側は滿州問題に関して周到な準備の必要性に迫られていたが、一般的にいえば、日本 I P R は一九二七年(昭和二)一月それまでの研究部を法政、經濟、文化の三部に分け、研究組織の充実化を図つた。<sup>(1)</sup> またこれにともない、研究部の委員長に新渡戸稲造、幹事に高柳賢三を各々任命、そして滿州問題を調査研究する法政部の責任者には高柳、高木八尺、蜷山の三教授をあてた。

また既述のごとく、第二回ハワイ會議の際にも、開催地がどこにならうと次の會議では滿州問題が主要案件となることは、誰れの目にも明らかであった。このことに関しては、外務省の出先からも本問題の調査研究には優秀な人材を投入し、充分

なる研究を行うことが必要であるとの報告があり、それは日本IPRへも伝えられていたのであつた。が、同様の認識は当然のことながら同調査会にも出来ていた。そのため、満州の地位に関する諸問題は「特殊事項」として研究がなされることとなつた。その結果、本問題については蜷山教授を主査と決定し、助手として内藤楠夫、近藤俊二の二名をあて、研究材料の蒐集にあたらせた。この兩名の研究労作は、後に述べる満州問題特別委員会の委員各氏に配布され、大いに参考に供されることとなるのである。<sup>(2)</sup>

さて、京都會議に向けての具体的準備は同年二月八日の第一七回中央理事会をもつて開始されたのであるが、同日、蜷山教授を主査として満州問題の研究及び日本IPRとしての満州問題根本方針の検討を目的とする第一回の満州問題特別委員会が開かれ、同教授から研究方針の説明がなされた。以後、同委員会は各方面の専門家を招いての講演、或いは報告を中心とした談話会の形式をもつて、計五回開かれて<sup>(3)</sup>いる。

これに加えて、蜷山教授は自ら満州の実情調査を行うため、助手の近藤をつれ、同年三月二三日東京を出発、神戸出港のバイカル号にて中国へ赴き、満州、中国各地で調査、講演を重ねながら巡遊した後、五月六日に帰京した。その間のことに関して重ねて述べるならば、蜷山教授の満州、中国巡遊には二つの主要な目的があつたと考えられる。第一はもちろん満州の実情調査であり、もう一つは、京都會議における満州問題討議について日中両IPRの間に共通の土俵作りをすることであつた。従つて、それ故にこそ蜷山教授は、それまでの満州問題研究の成果を踏まえて作製した日本側提案（前出）を携えていつた、ということが出来る。

そして帰国後には、満州問題や日本の満蒙問題に対する態度への理解を内外から得ることを目的として、英文の *Japan's Position in Manchuria & Japanese Investment in China* 『太平洋問題パンフレット』、太平洋問題双書等を刊行するといった努力を払つている。また京都會議が目前に迫つてくると、一〇月二七日からは日本側参加者の意思疏通、情報の

交換、各参加者の出席する円卓会議についての連絡等を目的とした日本部会が連日開かれた。それらのうち、満州問題に関しては中国及びアメリカ代表の問題への態度(4)の検討が主であつた。

これまで見てきた日本側の対応のプロセスの中でたてられた満州問題に対する基本的態度はいかなるものであつたであらうか。それは、日本IPRが第一回及び第二回のハワイ会議への参加費用を一部外務省に負担してもらつてゐることや情報を提供されたり、必要に応じて意見調整を行つてゐること等に象徴される半官半民的性格を帯びてゐたことから類推可能である。すなわち、当時、日本が満州の地に条約上獲得してゐたものを守るといふこと、その際には、満洲の權益を經濟的權益と政治的軍事的權益とに切り離して考へないこと、またそれについては、とりわけアメリカからの参加者の支持を獲得すること等がそれであつた。<sup>(5)</sup>同時にまた、そのような基本的態度は、多少の差こそあれ、日本側参加者の個人的見解や国策とも一致するものであつたし、当時の世論を反映したものであつたといふことが出来る。

## 2 外務省の懸念

これまで述べてきた京都會議に向けての日中両調査会の動向や京都會議において予想される満州問題討議を、外務省は果たしてどのように見ていたのであらうか。

これを考察するに際しては、既に見た蟬山教授が中国、満州視察の折、広東嶺南大学において外交史を担当してゐたアメリカ人のブラウネル教授に対し日本側の満州問題討議案を示し、それが中国各地に満州問題の組織的研究開始の端初となつたとの一件が端的な材料を与えてくれる。外務省には、それまでにも在米、在中の大公使や総領事などから京都會議における満州問題討議の重要性や日本IPRへの注意喚起の必要性、或いは同問題の討議結果への懸念や憂慮を表わす電信が入つてゐた。例えば、一九二九年（昭和四）五月七日、出淵勝次在米大使が吉田外務次官宛電信の中で「満州問題ハ……論議ノ中心トナルヘキハ予想ニ難カラサル次第ニテ……米國側代表者ノ顔振等ニモ願ミ必スヤ相当各方面ノ注目ヲ引クヘシト思考

セラレ候ニ付テハ右問題ノ上場ノ際ハ本邦側ニ於テ之ヲ指導シ以テ本件討議ヲ軌道ニ上ラス様仕向クルコトハ至極肝要ナルヘク予メ本邦側井上準之助氏辺リニ対シ其ノ意味合ヲ以テ注意シ置クコト適當ナルヘシト認メ候就テハ右老兄ヨリ同氏等ニ対シ可然御懇談相願度<sup>(6)</sup>云々と進言していることや、同年六月一九日、ニューヨークの内山総領事代理が田中外相宛電信の中において「今秋京都ニ開催ノ太平洋関係會議ニ於テ満州問題ヲ討議スルコトハ支那ノ世論ヲ再燃センメ折角好転シツアル日支関係ニ障碍ヲ醸スコトナキヲ保セザルニ付当局トシテハ成ルヘク満州ニ関スル単ナル学究的論議ヲ避クル様指導スルコト必要ナリト思考ス<sup>(7)</sup>」と述べていること等は、その例といえる。

そうした中の同年六月二一日、矢野真広東総領事は田中外相宛の機密電信の中で、『民国日報』記事要訳に続いて「満州ノ問題ニ付学術的研究ヲ為スニ対シテハ敢テ之ヲ云々スル次第ニアラサルモ蠟山教授ノ提起セル諸問題ノ如キ研究ノ仕方ニ依リテハ之カ政治的ニ及ホス影響相当大ナルモノアルハ云フ迄モナシ殊ニ外国利権ノ回收熱盛ナル現在ノ支那ニ於テハ満州問題ノ如キニ対シテハ学者トシテモ特ニ之カ取扱方ニ関シ相当慎重ナル態度ヲ持スルヲ要スヘキハ勿論ナリ況ンヤ本件問題ニ関シ方面違ノ広東ニ其ノ意見ヲ徵スルカ如キハ恐ラク所期ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヘキナラス却テ今日迄本件ニ余リ注意ヲ払ハサリシ広東学生延ヒテ一般民衆ニ至大ノ刺戟ヲ与ヘ問題ノ曲解又ハ誤解ニ依リ排日的思想ヲ更ラニ深刻化スルニ至ルノ恐れ無シトモ云フヘカラス

付テハ上記ノ次第ニ付此際蠟山教授ノ注意ヲ喚起シ置クコト無用ニ非ラサルヘシ又大会ニ於テ万一此問題討議セラルル場合之カ支那国民ノ対日態度ニ及ホス政治的影響等ニ付日本側関与者ニ於テ予メ深く考慮置カルコトモ必要ナリヤニ認メラ<sup>(9)</sup>」と伝え、更には同七月一七日及び三一日に川越茂吉林総領事より、滿蒙問題吉林研究会の設立やその後の活動狀況が報告されてきた。<sup>(10)</sup>

上記矢野、川越両総領事からの電信が入つて来ると、外務省の憂慮は次第に強まり、吉田外務次官は、井上理事長に対し

て慎重な行動をとるようにとの書翰を送るまでに至つたのであつた。これに対し、日本IPRの研究會幹事であつた高木教授は、吉田に対し返信を送り、「満州問題其他支那關係ノ問題研究並ニ大会ニ於ケル討議ニ就テハ本會トシテモ十分慎重ニ考慮致シ居リ、既ニ先般來折々貴省トノ連絡ノ途モ開カレ居ル次第第二有之点御諒承願上候、尚嶺山教授トシテハ必要アラバ何時ニテモ拜趨御説明致シ度シト申出ラレ候間右申添へ候」と述べている。

以上の例からも、先に述べた日本IPRの半官半民的性格が理解出来るのであるが、中国国内において満州問題の研究熱が高まり、それが学生や民衆の排日運動激化の導火線となることを恐れる外務省は、更に八月一五日になると、中国にある全出先機関——公使、吉林を除く各総領事一一、各領事二三、各分館主任一〇、各出張所三——に対し、「今秋京都ニ於テ開催セラルヘキ第三回太平洋問題調査會ニ関シ在吉林川越総領事ヨリノ報告ニ依レハ同地教育界有志ニ於テ討議セラルル重要問題ハ『滿蒙問題ト日本』ナル所右ハ東三省ニ対シ重大ナル關係ヲ有スト為シ客月拾四日数名ヲ以テ『太平洋国交討論滿蒙問題吉林研究會』ナルモノヲ組織シ種々打合セヲ為シタル並本月四日更ニ第二回會議ヲ開催シテ諸種問題ヲ研究シタルヤノ趣ノ所当地ニ於テモ何<sup>(不明)</sup>×右ト同趣旨ノ會合催サレ居ラサルヤ若シ催サレ居リトセハ其ノ参加者、研究題目等詳細至急御取調ノ上御回報相成度<sup>(12)</sup>」と中国各地における満州問題研究組織設立の動きや活動状況そして参加者等の調査を命じた。また省内においても、一〇月七日、谷正之アジア第一課長、西春彦通商局長、山形清欧米局第二課長、河相達夫情報部第二課長らが京都會議での中国及び満州問題をめぐる討議事項の検討を行うなど細心の注意を払つて<sup>(13)</sup>いた。

こうした外務省の態度は、世界三大國際會議と評され、連盟からもオプザーバーが派遣されるIPRの京都會議において大変にデリケートな満州問題が主要案件として討議されるところから、場合によつては、その討議結果が中国における排日運動の噴出や國際世論の対日批判の高まりという形をとつて、日本外交に多大の影響を与えることを非常に懸念するものがあつたといえる。実際に外務省の懸念が現実化する危険性は十分にあつた。

その象徴的例として、いわゆる「田中上奏文」問題がある。この問題自体についてはここでは詳しく触れないが、同文書は戦後の極東軍事裁判の際に怪文書としてその真偽の程が問題とされ、いまだに一部の人々の間では日本帝国主義の象徴としてはやされているものである<sup>(14)</sup>。京都会議の際に、中国側が「田中上奏文」を日本の侵略性を欧米の代表に知らしむる手段として用い、中国側の主張への支持を獲得し、もつて満州問題討議を自己に有利に展開することを企図したことは言うまでもない。

しかし結果的に言えば、これは討議の場へは持ち出されることなく終わった。その理由は、この上奏文の発表方法を中国側出席者の一人が日本側に相談に来たため、日本側の大会委員が発表を思い止どまらせたこと、また中国側に信の厚い水野梅暁が「何分にも百人程の米欧人環視の中で同文同種の日中両国人が偽造文書についてイガミ合うことは、余りにも情けない事だし、又面子を重んずる中国人達に、公然と赤恥をかかすことは、将来日中両国関係改善のためにも避けるべきだと判断<sup>(15)</sup>」し、外務省情報部から指摘された偽造の証拠の数々を中国側に示し、中国側に「田中上奏文」を討議の場に持ち出さぬよう勧告したことによるものであつた。こうして「田中上奏文」の問題は京都会議に関する限りでは結着をみたのであつたが、先に述べたように、外務省にしてみると、京都会議は大変に懸念を与えるものであつた。とはいへ、外務省の懸念をよそに、一〇月二三日から二六日の奈良における中央理事会を経て、京都会議は同二八日開会を迎えることになるのである。

最後に、ごく簡単に京都会議を迎えるにあつたつての日本の世論はいかなるものであつたかについて触れておくならば、右翼団体の建国会が、IPRとは「日本が日清、日露の両戦役で多大の犠牲と国幣を払つて得た満州の特殊権益を侵略しようとする英米の侵略政策のカラクリ<sup>(16)</sup>」であるとして、会議の開催に反対するピラを配布した事実を除くと、新聞や雑誌の論調は一般に冷静であつたといえる。ただし、当時の代表的オピニオン・リーダーの一人であつた半沢玉城の言、「日本と満蒙との関係は、一は事実の問題にして、一は歴史の問題である。……既往数十年間我が日本の満蒙に注ぎたる多大の努力と幾多



の施設とは、世界の各民族より大に感謝せらるる価値こそあれ、断じて批難せらるべき理由はない……」に象徴されるように、冷静な中にも京都會議で満州問題が一問題として取り上げられ、討議されること、それに本件では日本が一種被告人的立場に置かれていることへの疑問や反感、そして毅然としないままの不満がインテリや政治家等の間に広く存在していたことは、否めない事実である。

- (1) 日本 IPR における研究活動については、原覚天「太平洋問題調査会のアジア研究と日本」『アジア経済』(一九七八年七月号、八月号) 参照のこと。
- (2) 内藤の研究労作は、『東三省の一般行政』、『東三省の司法制度』、『東三省の軍政』、『東三省の財政』、『支那人の組合制度』、『満洲に於ける外国投資状況』、『満洲に於ける鉄道』、『満洲に於ける支那移民』の八点であり、近藤のそれは、『滿蒙に関する帝國政府の声明』、『満洲に於ける我が權益の法律上の根拠に関する研究(國際法關係)』、『同(国内法關係)』、『満洲に於ける露國の地位』の四点である。新渡戸稲造編『太平洋問題——一九二九年京都會議——』(太平洋問題調査会、一九三〇年、五一—六ページ参照)。
- (3) 第二回(二月二六日) 信夫淳平「満洲に於ける我が特殊權益」、松原一雄「特殊權益の國際法上の意義」。第三回(三月五日) 長野朗「北滿の鉄道と營業居住權問題」。第四回(三月二日) 上田恭輔「満洲に於ける我が經濟的利益關係」、水野梅暁「日支關係と南京政府の外交政策」。第五回(三月五日) 小村俊三「満洲を中心として日支不侵略条約の締結に就て」。同右書、二三—二五ページ参照。
- (4) アメリカからの参加者の同問題に対する態度については既に本稿中に若干述べたが、一般的にいえば、この時期におけるアメリカからの参加者の態度は、同問題に対する無知に基づく中立的態度、そして日本に対する好意的態度の両態度が主であった。そして、そうした態度が中国に対する好意的態度へと変化をみせたのは、スティムソン(Henry L. Stimson) 國務長官時代の満州事變の勃発(一九三一年九月一八日)や日本軍の錦州爆撃(同一年八月八日)を契機としていたといえよう。
- (5) これに関して蠟山教授は次のように述べている。「満洲に於ける日本の地位が峻平たるものであり、将来に向つてその存在を主張しようとする限り、その地位に関して如何なる問題が惹起せられようとも、我國民がそれに対して積明し主張すべきものは進んで主張するの用意があつてよい。又受くべき批判を受け匡すべき非違は匡さねばならぬ。太平洋會議の如き公開の席上に於いて之が論議されることは寧ろ日本にとつて歓迎すべき好箇の機会と言はなくてはならぬ。」新渡戸、前掲書、二二五—二二六ページ。
- (6) 一九二九年五月七日付出淵在米大使發吉田外務次官宛電信(外務省前掲記録、第一卷)。
- (7) 一九二九年六月一九日付内山ニューヨーク総領事代理發田中外務大臣宛電信第九二九八号(同右記録、第一卷)。
- (8) 内容の要訳とは、蠟山教授がブラウネル教授に対して示した提案の要旨を掲載し、日本側は京都會議を有利に導くよう努力しているので、中国側としても準備を行う必要があるというもの。

- (9) 一九二九年六月二一日付矢野在広東総領事発田中外務大臣宛電信機密第三三二一号「太平洋問題調査会ノ開催ト満州問題ノ研究ニ関スル件」(外務省前掲記録、第一巻)。
- (10) 一九二九年七月二七日付川越在吉林総領事発幣原外務大臣宛電信第四七三三号「太平洋国交討論滿蒙問題吉林研究会」開設ニ関スル件、及び同三一日付電信第四九九九号「太平洋国交討論滿蒙問題吉林研究会」ニ関スル件」(同右記録、第一巻)。
- (11) 一九二九年七月二五日付書簡(同右記録、第一巻所収)。
- (12) 一九二九年八月二五日付幣原外務大臣発在支公使、在支各総領事(吉林ヲ除ク)、在支各領事、在支各分館主任宛電信機密合九〇一号「太平洋問題調査会ニ関スル件」(同右記録、第一巻)。
- (13) 同右記録、第二巻所収。
- (14) 本問題に關しては、森島守人『陰謀・暗殺・軍刀―外交官の回想』(岩波書店、一九四五年、七―九ページ)、橋川文三「田中上奏文の周辺」『中国』(一九六五年二月号、四―三三ページ)、稻生典太郎「田中上奏文」をめぐる二三の問題」『条約改正論の歴史的展開』(小峰書店、一九七六年)、簡井深「いわゆる田中上奏文」『霞関会会報』(一九七一年一月―五月号)等を参照のこと。
- (15) 簡井、同右論文、一九七一年三月号、七ページ。
- (16) 一九二九年一〇月二三日付佐上京都府知事発安達内務大臣、幣原外務大臣、指定庁府県長官、奈良県知事宛特秘第三五二〇号「太平洋問題調査会ニ対スル建国会員反対行動ニ関スル件」(外務省前掲記録、第二巻所収)。
- (17) 半沢玉城「日滿関係と太平洋會議(何故支那の排外運動を調査せざる)」(『外交時報』一九二九年一〇月一日号、二ページ)。

#### 第四章 京都會議における満州問題討議

##### 1 円卓會議における満州問題討議

京都會議は都ホテルを会場とし、一〇月二八日、新渡戸議長の<sup>(1)</sup>國際連盟とIPRとを比較する開会の辞、すなわち「『國際連盟は政府關係の団体』であり、吾我の団体は『自発的団体』である点で御座います。かれは政治的であり法律적입니다、これは科学的であり啓蒙的であります。一方を国家政策の換氣の場所であるとすれば、こちらは練られた思想、思慮のつんだ意見の交換所であると云ひたい。……國際會議をバベルの塔とするか、ペンテコステの火とするかは全く之に参加する人々の精神的態度に依るのであります、ここに開く吾等の大会の如き企てに於て、必然それに伴ふべき成功条件と云ふ

べき精神的態度は国際精神……一國の利己心から離れて有ゆる国際問題を公平に客観的に科学的に観んとする精神でありま<sup>(2)</sup>す」とする挨拶を皮切りに、一二月九日までの一三日間にわたつて討議が繰広げられた。

満州問題については、中国代表の余日章が開会劈頭、出席者一同に対して声明文を配布し、その中で済南事件と張作霖爆死事件について日本軍の行動を批判した<sup>(3)</sup>。同問題が今会議の焦点となることは誰れしもが予想していたことであつたが、それにもかかわらず、このような声明文が開会劈頭から中国代表によつて出されたことは、會議全体の空気をはりつめたものにしたといえる<sup>(4)</sup>。

さて、満州問題の討議が実際に行われるのは、プログラム委員会の決定に従い、第二週の一一月四、五、六の三日間の円卓會議においてであるが、その際の討議の中心項目は以下の四点であつた<sup>(5)</sup>。

#### 一 満州問題の歴史的背景

#### 二 現状に対する各国の立場

#### 三 権益擁護の根拠に関する批判

#### 四 問題解決の可能性と方法に関する提案

満州問題討議の初日である四日の円卓會議において、日中両代表は右の諸点について激しい論戦を交え、また両者の主張が全く相対立したため緊張の場面も多々あつた。しかし、両者ともことさらに感情に走ることなく、「其ノ所見ヲ腹藏ナク述ベタ態度」<sup>(6)</sup>は各国委員より賛辞を与えられたとのことである。

中国側がこの円卓會議において行つた主張の意図は、日本がロシアの権益を踏襲することになつたのは事理当然であつたが、日本はそれ以来、その獲得した地位に満足しないばかりでなく、とかくその権益の範囲外においても活動し、拡張せんと<sup>(7)</sup>の傾向を生じてきたことを明らかにし、それを通じて中国の立場に対する欧米代表の支持を獲得することにあつた。従つ

て、その例としては、郵便局の設置、鉄道地域又は関東州租借地以外の領事館警察の設置、在満日本人の行動がとかく中国人の権利を冒し、感情を害する結果となつてゐること、日本人の政治的活動がとかく中国の統一を妨げる傾向を持つてゐることなどの諸点をあげて論じた。

これに対する日本側の応答は、伝統的ロシアの脅威と自国の存在のために日露戦争のやむなきに至つた事情、とりわけ露清密約の存在の力説、更には、中国自身が外敵の侵入を妨げるだけの實力を持つに至るまで、日本が満州の地に軍事力を保持し続けざるを得ないことを主張する内容のものであつた。<sup>(8)</sup>

こうした日中兩代表の討議の応酬に対し、アメリカの代表からは、国際連盟の援助を受け、調査ないしは調停のための委員会を作ることが提案され、日本の代表からは、民間の相当資格を有する人物を日中双方より選び、協調委員会を作つて問題解決の途を考へるとの提案がなされた。<sup>(9)</sup> また中国の代表からは、満州問題の解決案として次の四カ条が提案された。<sup>(10)</sup>

- 一 日本はすべての領土より政治的野望を捨てること
- 二 現に行われつつある日本官憲の権力濫用を禁止すること
- 三 日本の警察権を中国に返還すること
- 四 門戸開放の厳守

これらに関して各代表は熱のこもつた討議をしたが、結論を出すまでには至らず、尚討議を続行することで初日の満州問題討議の円卓會議は終了した。

同日は、これに引き続き夜八時より松岡洋右、徐淑希の兩名によつて満州問題を主題とする講演が行われた。この時の場内の雰囲気は、問題の性質上緊張がみなぎつてゐた。先ず松岡は、満州が将来列国争鬭の根源地となるとの説を否定し、日本の対満政策は近來、經濟發展に力を入れていること、従つて世界戦乱の根源になる危険は漸次薄らいできたこと、満州の

經濟發展及び人口や貿易の増加の模様、またその恩恵を中国人も充分受けていること等について弁じた<sup>(11)</sup>。これに対して徐淑希は次の旨を主張した。すなわち、満州における人口の増加や産業の發達は、日本の援助がなくても出来ない訳ではなかつたこと、満州における人口の増加は、中国全國の發展に伴う自然の結果であること、中国が満州を放棄していたような説をなす人もあるが、中国が満州の開發に努めようとする<sup>(12)</sup>と列國が妨害をしていること、松岡氏は、満州における列國の利益は共通であり、中国とも共同一致しているかのように云うが、鐵道の敷設、或いは外債の募集において、更にはいわゆる「二一カ条」問題においてことごとく日中間に對立を招いたのは何を物語るものであるか、又、日本側は出兵によつて満州の安寧秩序を確保しているかのように主張するが、ただ鐵道沿線における少数の兵力によつて、果して同地の安寧秩序が保ち得るか否かについては、疑いなく不可である<sup>(13)</sup>、と。

徐淑希は右のように松岡の所論を反駁論難し、なおかつそれを感情的口調で行つたため、聴取者には、徐淑希が松岡の所論を主觀的に非難、或いは皮肉つた、つまり非紳士的態度をとつたとの感を与え、京都會議における中国側の立場を不利にさせる結果を招くことになつたのであつた。これに對して、松岡は反駁をなすべく、徐淑希の態度は非紳士的であり、遺憾であるとして、議長に對し反論の機会を与えるよう求めた。その結果、翌五日の午前中にその機会が与えられることとなつた。かくして波乱に富んだ満州問題討議の初日は幕を閉じた<sup>(13)</sup>。

## 2 松岡の反駁演説

翌五日午前九時半、円卓會議參加者が一堂に會すると、松岡は前日の予告通り、ポイント・バイ・ポイントに徐淑希の非難に答えるという形で反駁の論を展開した。それらは次の五点である。

### 一 満州の駐兵問題

### 二 満州の人口問題

### 三 満州と海外貿易

### 四 満鉄併行線問題

### 五 日清戦争以来の歴史の問題

松岡は「満蒙は事実である。事實はよつて来る歴史を除いては議論されえないのである。合理的解釈をなされては役立たぬ」との立場から、第五点の日清戦争以来の歴史の問題に最も力点を置いていた。その要旨を松岡の言のままに紹介しよう。

「果たして日本は満州に於て十分以上を得たりや否やということ……此の問題に対して正当なる結論に到達せんが為には吾々は何よりも先ず、基本的要件に就き公正にして明確なる観念をもたなければならぬのであります。

而して此の基本的要件を明らかにするに就いては勢い過去の歴史に遡らざるを得ないのであります。……一八九六年の五月、所謂李・ロバノフ協定、即ち露支秘密同盟条約なるものが締結され、そしてロシアは南下を企て満州席捲の途に上つた……之が則ち日露戦争を誘発した……もし日本が戦争中、又は戦争終末に際して此の露支間に於ける秘密条約の存在を知つておつたならば如何なる結果になつたであらうか？……私はおそらく日本は満州全部をあげて割取り、而して何国も之に対して一言の異議を唱えなかつたであらう、と信じます。……もし然りとすれば、吾人は今日この会に於て論ずべき満州問題なるものを持ち合せていなかつたのであります。……此の戦争に於て吾々は如何なる犠牲を払いましたか？ 実に十万の死傷者を出し、二十億円の戦費を費やしたのであります。……而して之は何の為でありますか？ 全く李鴻章が露国に切り売りした満蒙を彼より奪回して、而も之を支那に還附したが為であります。……徐教授は日本は其の払いたる犠牲に対して、既に満州に於て十分以上のものを贏ち得たりと主張されたのであります、実は満鉄その他は……支那から得たものではなくして、全く露国から譲り受けたものであります。……茲に眼を転じて

将来に如何なるものが残されているかを検討致しましょう。そこには尙我が国民にとつて実は最重・最大の意義を包蔵している基本的要件をなすところの所謂、滿蒙問題の一面が展開されるのであります。之他なし。即ち我が国防という大問題であります。而してこれは過去の歴史の光に照らして自ら二つに分かれるのであります。

(一) ……中華民國の方々は日本に将来第二の李鴻章を決して出さぬという保障を与えることがおできになりましょうか？

(二) ……スラブ民族は再建され、再構成されて、……曾つて帝政治下に見た夫れよりも更によりよい、併しより強大なる露国の現出を見るべく、而して其の時こそ以前に比して一層強烈なる力を以て極東に押しよせ、再び海に向つて滿州を席捲するに相違ない。……

支那がこの日本の国防上の重大問題に対して何らかの満足なる保障を与え得ざる限りは、私は言う、日本は到底今日までの態度を容易に——そう気軽く——改め得ないものである、と。……之を要するに、過去に於て払われたる血と財との犠牲に対して、中華民國諸友は如何なる具体的且つ満足なる報償を吾人日本人に与うるの用意をしておらるか？ 又今述べたる二点、即ち直ちに我国国防上の重大問題に關係する二点に就て保障を吾人に与えらるる用意あるか？ 切言すれば、……是ら重大なる諸点に就て、何ら満足なる回答の与えられざる限りは、遺憾ながら所謂、滿蒙問題解決の試みなどはいくら試みても余り多く歩を進め得ない、と信じます<sup>(15)</sup>」

引用が長くなつたが、松岡は、中国の代表に比べて英語力の劣る日本代表のなかにあつて、明解かつ説得力に富んだ演説を、即席の英語で、しかも流ちょうに行ひ、かつ又、徐淑希の演説に比較し冷静であつたことも手伝つて、欧米の代表に強い印象を与えることが出来た。更には、松岡の演説は、日本の代表の誰れしもが言いたくもなかなか言ひ得なかつたことを射て述べていたために、新渡戸会長をも感服させたといふことである。それ故、松岡の徐淑希に対する反駁演説は、<sup>(16)</sup>

京都会議における満州問題討議の焦点となつたばかりでなく、日中両代表を中心とした満州問題討議にいわば一つの区切りをつけたとも言えよう。

またこれとは別に、満州問題討議の最終日である六日の円卓会議では、日中代表がいわゆる「二一カ条」の効力をめぐつて鋭い対立をみせた。これに加えて、中国代表は、満州の租借地並びに満鉄敷地以外において領事館警察制度を設けていることの実例を示した後、とかく条約のみに依ることは紛争を生む原因となるところから、この際日本においても友情の態度を執られんことを希望する旨を語り発言を閉じた。これに対して日本側は、時勢に順応させて条約を改正する案をたてることを目的とした一種の調査委員会の設置を提案した<sup>(17)</sup>。しかし、合意をみるには至らず、散会したのであつた。

以上のような経過をたどつて、満州問題討議は、対立そして緊張の場面を多々生みながら、確たる問題解決のための合意をみることなく終了した。

(1) 日本IPRの理事長は、同会創立以来井上準之助であつた。だが、同年七月の浜口内閣の成立に伴い、井上は大蔵大臣として入閣した。その結果新渡戸稲造が第二代目の理事長に就任するとともに、京都会議議長を兼任した。

(2) 新渡戸、前掲書、八七—九〇ページ。

(3) これに対して、日本側は四日の満州問題討議第一日目の円卓会議において、頭本元貞（ジャパン・タイムス主筆）の名で、余日章に対する反駁の声明を出している。その内容については、一九二九年一月五日付佐上京都府知事発安達内務大臣、幣原外務大臣、指定庁府県長官、京畿道知事宛特秘第三七—一六号、太平洋問題調査会ニ関する件（外務省前掲記録、第三卷）を参照のこと。

(4) 京都会議の期間中、その模様を伝える東京、大阪の朝日、毎日等の新聞報道は、冷静かつ客観的立場から行われ、余日章の松岡に対する反駁演説に關しても、その主旨、内容を曲解することなく正確に伝えていたことは注目される。

(5) 京都会議のような大きな会議で、しかも満州問題のようなデリケートな問題をかかえている場合には、会議前の根回しや会議における討議テーマ及び議事日程—プログラムの決定が討議の行方を大きく左右する。京都会議の場合には、同会議に先立つ（一〇月二二日より二六日までの五日間）プログラム委員会が奈良で開かれた。その際、中国の陶履恭は満州問題を会議の初日から討議するよう主張した。日本の鶴見祐輔は、同問題を会議の壁頭より討議することは会議があまりに政治的になりすぎるとの理由から、第二週に同問題の討議をもつていくように主張した。両者の主張はこのように対立した形となつたが、日本側のアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド等のプログラム委員への事前の根回しが効をそうし、日本側の提案し



た会議プログラム案がそのまま京都会議プログラムとして正式に採用された。その結果、満州問題の討議は第二週とされたのであった。また同問題の討議項目については、プログラム委員会でもなかなかまとまらず、決定をみたのは、実に会議開催前日の二七日のことであった。

(6) (12) 一九二九年一月五日付佐上京都府知事発安達内務大臣、幣原外務大臣、指定庁府県長官、京畿道知事宛特秘第三七一六号「太平洋問題調査会ニ関スル件（外務省前掲記録、第三巻）参照。

(13) このような満州問題討議初日の模様は、松本重治氏をして「これで会議が決裂するのかと心配するほどでした」といわしむるほど緊張に満ちたものであった。松本重治『上海時代』上巻（中央公論社、一九七四年、二六ページ）。

(14) 松岡洋右伝記刊行会編『松岡洋右―その人と生涯』（講談社、一九七四年、三二〇ページ）。

(15) 同右書、三二一―二六ページ。

(16) 同右書、三二七ページ参照。

(17) 一九二九年一月七日付佐上京都府知事発安達内務大臣、幣原外務大臣、指定庁府県長官宛特秘第三七四三三号「太平洋問題調査会ニ関スル件（外務省前掲記録、第三巻）参照。

## むすび

以上、京都会議における満州問題討議に向けての日中両 I P R の対応や、同会議における主張を中心として考察してきた。最後に、両 I P R の満州問題に対する態度を比較整理し、本稿のむすびとしたい。

日本側の基本的態度は、当時満州に条約上獲得していた權益を最小限度のこととして守ることであった。従つて、満州權益の正当性にその主張の力点が置かれ、その説明は、松岡演説中の李・ロバノフ密約の扱い方に象徴されるように、歴史的経緯を説明する方法によつた。また、駐兵権、警察権、満鉄沿線の行政権回収等の要求に対しては、中国側の国防能力、治安維持能力の欠如を根拠として反駁した。

一方、中国側の態度に一貫しているものは如何なる理由に基づくにせよ、満州の現状は決して承認出来るものではないとの態度であり、中国側の主張は全てこの点から発していたということが出来る。従つて、中国側の主張の方法は、日本側と

は逆に、歴史的方法を回避するものであつた。その目的とするところは、日本の満州權益を經濟的權益と政治的軍事的權益とに分け、そのうち、政治的軍事的それ、すなわち駐兵權、警察權、滿鉄沿線の行政權を回収し、日本の満州權益を純經濟的なものとさせることであつたといえる。

従つて、日中の態度や主張は全く対立し、一部から満州問題をめぐつて日中間に何らかの妥協の途を開こうと一種の常設和解委員会設置や日中不可侵條約締結の提案がなされたにもかかわらず、日中兩代表の接觸を除いて、何ら具體的成果を見出すことは出来なかつた。

また今回の満州問題討議において注目を集めたのは、松岡の徐淑希に対する反駁演説であつた。それは、國際連盟脱退時の十字架演説とは異なり、大いに効果を發揮し、日本には中国に対して充分反駁を行う余地のあることを欧米の代表者に知らしめ、驚かせたばかりでなく、本會議において國際世論の支持を獲得せんとする中国側の所期目的の達成を不可能にした。<sup>(2)</sup>このような点では、松岡の演説は中国側を論破し、先に述べたごとく、満州問題討議にいわば一つの区切りをつけるとともに、同問題に対する日本の立場を欧米代表に理解させることに貢献したといえる。しかし長期的な観点からみて、これが同問題の恒久的解決に途を開くといえるものではなく、一種のその場しのぎの意味合いを持つものにすぎなかつたことはいうまでもない。

最後に、京都會議の討議結果は政府、外務省の對滿州政策決定に何ら影響力を持ちえなかつた。その理由としては、これまで述べてきたところから明らかなように、政府や外務省が京都會議の過程で難題や國際世論の批判を浴びるような事態が生まれることを強く警戒し、會議の成果をわが國外交に前向きに採り入れていくという姿勢に欠けていたことがあげられる。換言すれば、政府や外務省にとつて京都會議は如何なる難問を生ずることになるやも知れない、いわば「爆弾」のごとき懸念すべきものでしかなく、当局者は會議が波風を立てずに無事終了することだけを念じていたことの結果であるといえ

る。このことは裏返してみると、日中双方の政府や世論の側に妥協を許す態度が欠如していたこと、それ故、会議において何らかの妥協の成立を図ることは不可能であつたともいえる。このあたりに民間外交の持つ難しさがあつたといえよう。

(1) 新渡戸、前掲書、二四九ページ参照。

(2) その例として、たゞは、Herald Tribune, November 6, 1929, Christian Science Monitor, November 5, 1929, New York Times, November 5, 1929 等があげられる。

〔後記〕 本稿は一九七五年一月四日、金沢大学において開かれた日本国際政治学会秋季大会自由報告部会の報告に若干加筆したものである。